

答申第5号

平成25年11月6日

中間市長 松下俊男様

中間市行政経営改革有識者会議

会長 吉田秀樹



事務の広域処理について（答申）

平成24年7月31日に諮問されました「事務の広域処理」については、当会議において慎重に審議を重ね結論を得たことから、ここに答申します。

## はじめに

地方公共団体の事務の共同処理については、日常生活圏の広域化や行政需要の高度化・専門化、事務処理体制の効率化の要請等への対応を目的として、これまでも様々な部門で広く活用が進められてきた。

一方、小規模自治体の行財政基盤の強化を目的に、平成11年以降に推進された大規模な市町村合併は、自治体によって規模や地理的条件等の事情が異なるため、進捗状況に差異があり、合併した自治体においても、「周辺部の旧市町村の活力喪失」「住民の声が届きにくくなっている」「住民サービスの低下」「伝統・文化、歴史的な地名などの喪失」などの課題も指摘されている。

こうした中、第29次地方制度調査会において、「今後の基礎自治体のあり方」について、合併に代わる手段として、小規模市町村間の広域的な連携による共同処理に関し、今後の方針性が示された。

そこで、少子高齢・人口減少社会の到来、長引く景気低迷等に加え、地方分権による事務・権限の移譲などの影響により、地方自治体が大きな転換期を迎えており、限られた行政資源を有効活用し、市民サービスを維持向上させるための「事務の広域処理」について当会議に諮問がなされたことから、当会議の共通テーマである「地域連携」という観点から議論を重ね、今回の答申に至った。

なお、会議の中でも付言してきたが、これまでの答申を踏まえ、「住民の福祉の増進」という行政のミッション（使命）を果たすため、中長期的な視点に基づくシステムの構築や計画の策定に向け、思い切った政策への挑戦を期待する。そして、組織のトップをはじめ全職員の意識改革とともに、目的達成の明確なビジョンを共有し、実現に向け取り組む仕組みも重要なことを最後に強調しておく。

## 1 概要

「事務の共同処理」を導入する目的は、大きく2つある。1つは「規模の経済性」で、限られた財源や人材を一定の規模で有効活用することにより、事務の効率化を達成するものである。もう1つは「専門職員の育成」で、小規模自治体では困難な人員の確保を自治体間で連携することにより、職員の専門性を高めるものである。

事務の共同処理については、地方自治法に基づくものとに基づかないものに大別でき、前者においては法人格の有無によって2つに分かれる。法人格を持たないものは「協議会」「機関等の共同設置」「事務の委託」で、法人格を有するものは「一部事務組合」「広域連合」である。一方、地方自治法に基づかない共同処理は、「職員の相互兼任による任意組織」や「地方公共団体間での民事上の委託契約」「定住自立圈形成協定等の協定」などが該当する。

なお、共同処理の対象となる事務は、「定型的で裁量の余地が小さい」「規模の拡大による効率化が可能」「専門性が高い、若しくは一定規模が望ましい」「広域的な実施が目的達成に有効」といった特徴があり、中間市では、これまでに公平委員会の共同設置やごみ・し尿・火葬等の共同処理に取り組んでいる。

## 2 課題

事務の共同処理について、総務省が全国の市町村に対し調査を行った結果、市町村における今後の事務処理体制のあり方として、「周辺市町村の共同処理」と「処理が困難な事務について都道府県が処理」と考える自治体が多く、その理由として「職員の専門知識の不足」や「人員の不足」等が挙げられていることから、共同処理の必要性については、多くの市町村が認識している。

しかし、同時に課題として「迅速な意思決定が困難」「構

成団体の意見が反映されにくい」「幹事となる市町村の負担が大きい」「構成団体から事務処理にあたって必要な情報を把握することが困難である」「費用負担の調整が困難である」ことが、共同処理が進展しにくい要因となっている。

### 3 今後の方針性

#### (1) 推進計画の策定

中間市では、これまでも事務の広域化に取り組んできたが、限られた行政資源の中で、地方分権の進展や複雑高度化する市民ニーズに対応するためには、圏域全体において最適な執行体制を追及し、事務の共同処理について更なる検討を行い、事務の性質や状況に応じて、多様な共同処理制度の中から最適な手法を選択することが重要である。

そこで、当会議の共通テーマである「地域連携による市民サービスの向上」という観点も踏まえ、各種業務において、より効率化や専門化が期待される分野については、中長期的な視点に立ち事務処理の最適な手法等の個別具体的な検討を行うべきである。

また、事務の共同処理の目的の1つである「専門職員の育成」という観点から、共同処理ではなく人事管理の面から専門職員の配置などを併せて検討することも重要である。

#### (2) 推進体制の構築

事務の共同処理について計画を策定しても、共同処理の推進は中間市だけで進められるものではなく、相手との協議、調整、そして市民の納得を得て初めて実現するものである。このことから、共同で処理することにより市民サービスが向上し、なおかつ経常経費の縮減や事務の効率化が図れる事務は、積極的に近隣自治体へ働きか

け、誠意を持って交渉を進めることが非常に重要である。

また、共同処理を推進する上で欠かせないことは業務を改善しようとする職員及び組織の意識改革である。

そこで、答申第4号においても示したように、首長の改革への強い意識に裏付けされた、積極的なリーダーシップの発揮をはじめとするトップマネジメントにより、計画を実行に移すことができるような推進体制を速やかに構築すべきである。

### (3) 具体的な展望

共同処理の対象事務及び手法は、非常に多岐に渡ることから個別具体的な提言は控えることとするが、当会議で示された共同処理の具体例で、中間市においても検討の余地があるものは、「電算システムの共同運用」「防災力の強化」「水道事業の規模の適正化」「病院間の連携」「監査部門の広域化」「税務部門の専門性の強化」などである。

特に、電算システムの共同運用に関しては、国、県を中心として進める「自治体クラウドシステム」の構築等と歩調を合わせ、中長期的な視点に基づき検討を行うことが重要である。